

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 九州財務局長

【提出日】 2026年7月1日

【会社名】 ジェイリース株式会社

【英訳名】 J-LEASE CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 中島 士

【本店の所在の場所】 大分県大分市都町一丁目3番19号 大分中央ビル7階

【電話番号】 097-534-2277(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役専務兼専務執行役員経営企画本部長兼財務経理本部長 中島 重治

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 新宿スクエアタワー2階

【電話番号】 03-5909-1245

【事務連絡者氏名】 取締役専務兼専務執行役員経営企画本部長兼財務経理本部長 中島 重治

【縦覧に供する場所】

ジェイリース株式会社 埼玉支店
(埼玉県さいたま市大宮区土手町一丁目2番地 JA共済埼玉ビル2階)

ジェイリース株式会社 千葉支店
(千葉県船橋市湊町一丁目3番1号 MY船橋ビル8階)

ジェイリース株式会社 東京本社
(東京都新宿区西新宿六丁目22番1号 新宿スクエアタワー2階)

ジェイリース株式会社 横浜支店
(神奈川県横浜市西区南幸二丁目18番1号 TSUTSUI横浜ビル6階)

ジェイリース株式会社 名古屋支店
(愛知県名古屋市中区錦二丁目14番21号 円山ニッセイビル10階)

ジェイリース株式会社 大阪オフィス
(大阪府大阪市淀川区西宮原一丁目8番39号 S-BUILDING新大阪3階)

株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2026年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

2026年6月26日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 定款一部変更の件

- (1) 広告代理業務等を事業目的とする株式会社エイエフビイを完全子会社化したことに伴い、事業目的を追加する。
- (2) 事業領域の拡大及び多様化に対応するため、事業目的を追加する。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）7名選任の件

中島拓、中島土、衛藤秀樹、吉田安弘、中島重治、田中秀幸及び渡邊博子の各氏を選任する。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

印東大祐及び前嶋幸子の各氏を選任する。

第4号議案 退任取締役（監査等委員であるものを除く）及び退任監査等委員である取締役に対する退職慰労金贈呈の件

退任取締役（監査等委員であるものを除く）堂下浩、清水宏美、及び退任監査等委員である取締役朝倉洋一郎、飯淵裕の各氏に対し、当社における一定の基準に従い、退職慰労金を贈呈するものである。

第5号議案 資本準備金減少の件

今後の資本政策上の柔軟性、機動性を確保するため、会社法第448条第1項の規定に基づき、資本準備金の全額にあたる295,166,000円を取り崩しその他資本剰余金に振り替えるものである。準備金の額の減少が効力を生ずる日を2026年9月30日とする。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 定款一部変更の件	133,656	923	0	(注) 1	可決 99.31
第2号議案 取締役(監査等委員 である取締役を除 く)7名専任の件					
中島 拓	124,352	10,227	0	(注) 2	可決 92.40
中島 土	125,389	9,190	0		可決 93.17
衛藤 秀樹	133,200	1,379	0		可決 98.98
吉田 安弘	133,415	1,164	0		可決 99.14
中島 重治	133,333	1,246	0		可決 99.07
田中 秀幸	133,348	1,231	0		可決 99.09
渡邊 博子	133,119	1,460	0		可決 98.92
第3号議案 監査等委員である取 締役2名選任の件					
印東 大祐	133,590	989	0	(注) 2	可決 99.27
前嶋 幸子	133,445	1,134	0		可決 99.16
第4号議案 退任取締役(監査等 委員であるものを除 く)及び退任監査等 委員である取締役に 対する退職慰労金贈 呈の件	108,411	26,168	0	(注) 3	可決 80.56
第5号議案 資本準備金減少の件	133,424	1,155	0	(注) 3	可決 99.14

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

3. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。